

会議名 (審議会等名)	平成21年度 第3回 川西市産業ビジョン推進委員会 商業振興方策検討部会		
事務局 (担当課)	市民生活部 地域活性室 商工・観光課		
開催日時 開催場所	平成21年10月29日(木) 午後6時～ 市役所2階 201会議室		
出席者	委員	佐々木部会長 上野部会委員 高畑部会委員 川原部会委員 田中部会委員 河野部会委員 野中部会委員	
	その他	オブザーバー 川西市商工会 事務局長 コンサルタント 関西計画技術研究所 主任研究員	
	事務局	多田市民生活部長 大森地域活性室長 大南商工・観光課長 丸野課長補佐 福美主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 商業振興方策の検討 議題1：地域社会と商業の関わりについて 議題2：地域における商業振興の具体的方策について 議題3：他市における地域商業振興方策について  2. その他		
会議結果	別紙のとおり		

## 1. 商業振興方策の検討

事務局挨拶

部会長

本日第3回目は、地域社会の中で大型店の果たすべき役割について、議論を進めることにします。まず、前回の部会を振り返ることにしますので、よろしくお願ひします。

コンサルタント

前回の部会の検討内容概略を報告

部会長

それでは、本題に入ります。

まず今回は、議題1「地域社会と商業の関わり」と議題2「地域における商業振興の具体的方策」について、大型店サイドから意見をお願いします。小売商業と地域社会との関わり合い、小売商業が地域に貢献すると言う観点から議論を進めます。

部会委員

先日、日経の記者の方による記事を見たのですが、1980年代からモノ」から「コト」に変化して、少子化が進み、現在は第3次少子化にあります。私自身は、大型店とは思っていません。どちらかと言えば、中型店であると思っています。これから大型店は衰退してくるのではないかと考えています。

しかし、地域を守りたいと言う意識は、地元商店街からも強く感じ勉強になっております。地域社会と小売商業の関わりについて、地域貢献の視点から見ると、私の店舗でも福祉やリサイクル、バザーなどの実施を行っています。コミュニティづくりのために地元商店街と今後は、安全性の観点から共同で事業を図りたいと考えております。それぞれのエリアで構築することが必要ではないかと考えています。

部会委員

議題1、議題2にしても同じような形になるかと思いますが、当社のような大型店が地元の商店街や小売店との「共存共栄」は言葉的には良いけれども、「一緒に事業をやろう」に至るまでは難しいです。正直、綺麗事では出来ないのです。

しかし、私どもが認識して取り組んでいることは、地元の商業連合会、商工会への入会などについて、当社は他地域にも多数店舗がありますが、全店協力し、全店入会しております。当然、商連の総会など

にも協力し、1つの仲間として認識していただいています。

また、地域の自治会にも入会しており、地域の美化活動、お祭りなどの行事にも参加、協力をしています。

ただし、店舗側から多数の動員を送り出すわけにもいかないため、「人」ではなく、飲料品など「モノ」を提供することで、地域活動に参加し貢献させていただいております。そのような意味で当社は、地域密着型であり、毎日来ていただくお客様を大切にしております。以前も市の商店会団体と一緒にあって、年末にバザーを実施したこともあり、地域への協力を努めています。

また、他市の商店会関係とも深く、例えば、和泉市で年に1回開催する、「〇〇ウォーク」では海外からも参加者がおられ、数万人規模で実施して、市内を「10km」、「20km」からなるそれぞれのコースを歩いて散策することを目的にやっております。その際に、店舗の前を通られた時は参加者の方に、みかんを渡したりして、大会にご協力しているし、さらに、大東市、寝屋川市の店舗では年末の売り出しにかけて、お客様に「市民の招待旅行」と称して、10組20名様、20組40名様を商店連合会主催のもとで協力させていただいております。

そのことから、同社も市内には店舗を立地しているが、年に1回、行われる「源氏まつり」にも協賛という形で参加しております。

地域に対して、商業との関わりを言葉で片付けるのは簡単ですが、なかなか難しいために「人」、「モノ」で協力することが望ましいのではないかと考えております。

#### 部会長

前回からの報告を受けて、お二人の委員が大型店の立場で、ご意見をいただきました。その他、商業と地域の関わり合いという観点から、前回の議論で付け加えたいことがあれば申し出てください。

#### 部会委員

ここにお越しの大型店さんは、各店舗で協力されているので地域に貢献されていることは理解しております。

しかし、大型店でも地域への協力に参加しないのが問題です。特に家電量販店やコンビニなどは、今後さらに需要が高まりつつある中で、非協力的な状況はあまりよくないと思います。商店街、商工会など地域の諸団体に加盟していただくことが大事ではないだろうかと思えます。

#### 部会長

今のご意見からもありましたように、地域社会の中で様々な活動をするにあたって、既存の経済団体、組織に参加しないことが問題点として目立っている。

そこで、前回の資料で「高槻市」の条例について少し触れましたが

再度、資料に基づき、議論を進めたいと思います。目的は、地域における商業の活性化、地域に根ざした基盤強化を趣旨にした条例であります。

大阪府では条例を策定し、大阪市などでもまだ条例化には至っていないが、同様の問題意識のもとで進められており、そこから、高槻市の条例、第3条、第4条、第5条、第6条を振り返った上で、地域の経済組織に加盟して、応分の負担をしながら地域貢献活動に参画してもらいたいのがこの条例の骨組みであります。

#### 部会委員

個人的には、藤沢市の条例が具体的で最適だと思います。高槻市の条例には、助成金や補助金の交付に関する記載がされており、市民の立場からすれば、川西市においても財政が圧迫し予算が厳しい中において、助成金、補助金の交付などは条文の項目からは避けてもらいたいと思います。

#### 部会長

藤沢市の条例についてもご指摘をいただきました。この条例に関して言えば、今後の検討課題で市民、行政、事業者と3者の関係性への問題提起を図っていくことにもなるかと思います。他にご意見はありますか。

#### 部会委員

基本的に、条例の策定する方向にあると理解しています。目的は何かを明確にして、大型店に負担のない程度で協力していただければと認識しております。

#### 部会長

この段階で議論を活発にしていただければと思います。

#### 部会委員

大型店側からすれば、大阪府の条例ありきでは賛同できません。最終的には、市や商工会が責任を持って計画書を策定することなら協力できます。だが、大阪府下で決められている商業者に対しての、商店街や小売市場連合会への加盟促進を通じて、集められた会費を会合などで利用されていることに疑問を感じていますし、そのような状況では加盟したくないと思っています。むしろ、地元の自治会でのイベント協力に参画する方が良いと認識しています。その方が行政としても良いのではないのでしょうか。

その上で、「まちづくり」の一環として取り組むのであるならば、市がその先頭に立って、まず既存の店舗に入会してもらい、商工会もサポートすることが重要であると思います。大店立地法は、地元の生活環境の保持が前提であるのに、そもそも旧大店法へ遡って対応していくのは到底賛成はできません。行政が実行すれば協力しますが、もう少し違う方法で考えてもらいたいです。

部会長

本音での議論を続けていきたいと思います。

部会委員

この条例の効果は、出ているのですか。個人的には、大型店の撤退への影響をもたらす危ない条例であると思います。

部会委員

大阪府も「まちづくり」の一環として、この条例を策定し、サポートすることの重要性が目的にあることは担当の方も言うておりました。

部会委員

大店法が廃止され、地元の商業者と一緒に協力していくことが大事であって、「お金」や「モノ」だけの提供に限らず、事業を回していくことの条例であると思います。大店法時は、大型店は縛りを受けていたが、いまはその規制から自由に出店できるようになったので、家電量販店やコンビニなどには広い意味でも地域に対して「まちづくり」にも協力してもらいたいと言う条例であると個人的には理解しております。

部会委員

「協働」というのは、お互いに働き合うことですよね。地域貢献には様々なものがある中で、一部だけを取り上げてすることには疑問を感じます。市が中心となって、「コミュニティ」の視点から商業に対して、地域に特化するのであれば理解できますが、目的が明確にされていない状況では理解できません。

部会委員

条例の目的は、商業振興と地域社会の貢献の両面を図ることが重要であって、地域社会の貢献にも結び付くのであれば、条例を制定しても良いと思います。

しかし、事業者に対する責務については、努力義務が本来規定されるべきであって、「実施する」との文言が含まれていることが適切ではないと思います。商業振興に重点を置いた、商工会や商店街などの団体に助成金、補助金が交付されているように思えます。

したがって、条例を制定するのであれば、藤沢市の条例、条文が望ましいのではないのでしょうか。前回も言いましたが、川西市で北部地域と中心部では明らかに商業の構造そのものが違います。

中心部では商店街自体がほとんど存在しておりません。一方、北部地域では商店街が形成されていますが、商店街そのものが衰退していくことを避けることができないのではないのでしょうか。復活するのは難しいと思うのです。

そもそも、大型店の事業者と商店街協同組合の考え方が違うのではないのでしょうか。そうした中で、条例についてそれぞれの立場で提起することは良いと思います。ただ単に、「お金」だけでなく人的資源の貢献から見ても地域社会に何らかの形で関わるのであれば、条例を制定しても良いと思っています。

#### 部会委員

地域での美化推進運動、駅前での駐輪、駐車場の整備を行うことが人的と言う観点で協力する条例であると理解しています。ですから大店法時のような強制的なものではなく、意識的な協力が必要であると思います。

#### 部会委員

大店法廃止以降、大型店への縛りがなくなり極端に言えば、地域に協力する大型店は少ないです。規模の小さい商店街は、事業を実施しようとしても規模に見合ったものでやっていくしかないのです。だから、地域の大型店とより一層、地域貢献になるような大きな事業を実施したい気はあるですが、大型店側は地域の商店街に入っただけではないのです。そのことから、商店街はイベントを開催しているが、あくまでも自己満足と言うことも否めない状態にあります。ただ、地域に貢献したいという気持ちで取り組んでいると思います。

例えば、北部地域の中小小売店事業者に、商店会に対して何の「メリット」があるのかを問われるが、メリットと言うのは与えられるものではなく、本来であるなら、自分で作っていかねばならないのです。しかし、何も与えられないとわかれば会員には入らないという状況が起こっています。そのような形になれば、地域の活性とかではなく、自分の商売だけを主にした考えだけが先行してしまいます。

みんなで協力し合っただけでその地域を盛り上げたいという気持ちは共有しているのに事業が実施できないのです。やはり、小さいグループだけでは限界があります。だからこそ、できるだけ大きいグループと一緒にあって地域を盛り上げたい気持ちがあります。

## 部会委員

条例の目的は良いと思っています。条例があるから協力してくださいと言った時に、チェーン店など商工会に加盟していない店舗は店長が頻繁に交代され地域に根付かない点があるのではないのでしょうか。

若干、効果はあるかもしれませんが、積極的に参加する意思がないところが集まってもどのような目的で何を達成するのか、あまり漠然としていると、効果は期待できないのではないのでしょうか。

## 部会長

効果、運用の面についてのご意見をいただきました。この件については、先進事例をフォローアップしなければわかりませんので、事務局の方で他市との調整をしていただいていると思います。そこで、実際の部分でどうなっているのか日程調整を含めて、提示していただければと思っています。

その他、いかがでしょうか。今のところのご意見としましては、大きな目的そのものには異論がないようで、地域における商業の活性化、地域に根ざした商業の効果と運用については、コンセンサス的にもできていると思います。

ただ、方法や中身をどのようにするのか、特に地域における商業の活性化と言いながら、地元経済組織への加盟が課題であり、その点がクローズアップされているので、どう議論していくかが課題になります。趣旨としては、それが1つの方法ではありますが、私の個人的な意見は控え、委員の皆さんから忌憚のないご意見をよろしく願います。

## 部会委員

目的は地域貢献ではなく、商業活性化だけなのではないでしょうか。

## 部会長

実際に施策を進めるにあたっては、設定を変えていかなければならないと思います。ただ、市が最初に設定されましたのは、第1回目の「商業振興方策の検討について」の資料を参照していただきますようお願いいたします。

したがって、高槻市の条例にもあるように、当初の設定は地域における商業の活性化になってくるかと私は理解しております。しかし、これからの議論で地域貢献を打ち出すのであれば、よりそこが具体的になるかと思っています。部会において皆さんからのご意見次第であります。市としては、商業の活性化と位置づけでよろしいのですね。

事務局

はい。

部会委員

私の認識が違つかもしれないのですが、条例の中で「地域社会の貢献および」と言う表現に疑問を感じます。地域社会の貢献がなければこのモデルを策定する必要性は全く意味がないと思います。活性化だけであれば、現在でも色々な施策をされていると思います。個人的な考えでは、両面的に対応してもらいたいです。

事務局

行政の立場としては、商業の活性化、商業の振興、地域の活性化による地域貢献活動などを双方に関連する問題であると認識しております。商業が発展、振興すれば地域も元気になるだろうし、地域が元気になれば、1つでも良い影響をもたらすのではないかと思います。

部会長

とにかく、他市の状況を踏まえないと先の議論も難しくなります。事務局で、いま進められている他市の事例を勉強会などでの段取りや日程、議論についてご説明をいただけますか。

事務局

大阪府下でいち早く制定された高槻市との勉強会を実施したいと思っております。制定後の効果や課題など考え方についても合わせてお伺いしたいと思っております。

部会長

次回、11月に設定されていますので問題点を挙げて、実状をお聞きしたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

引き続き議論に戻しますが、地域社会での貢献、商業活性化をセットで考えて進めたいと思います。しかし、いま議論で錯綜しているのは地域の商業組織、経済組織に対する箇所が一番の論点になっています。この点について、もう少しご意見をいただければと思います。

部会委員

藤沢市の場合、条例の中に地域貢献の内容として、福祉、生活美化、環境、地域コミュニティづくり、防犯、防災、災害支援に至るまで様々なものが含まれており良いと思います。1つのものだけを絞り

込んでいるのは地域貢献とは言えないのではないのでしょうか。藤沢市のように取り組めば市民からも好まれると思います。

先程の議論の商業活性化と地域貢献だけでは理解していただけないと思います。

部会長

個人的には大事な方向性であると思っています。条例を策定するのは今後における議論ですが、多様・多面的な構成で、全体への商業振興、地域への貢献をより具現化できるよう目指していきたいと考えております。

部会委員

市が先頭に立って取り組むべきだと思います。条例を制定するならば行政が最終的に判断するべきで、そのような過程において、会議などを通じて意見交換できるのであれば、そのところは協力をさせていただきたいです。

しかし、商店街への加入を促すようなことでは方法が違い、何のための条例なのか、地元の商店を守るための条例であるならば、大型店は「賛成しません」と言うことになると思います。川西市が良くなる方向であれば、今後も協力していきます。

ただ、商売は自由競争ですから、大型店が勝つと言う前提で、中小小売店や商店街を守るために商業サイドが市に申し入れを行い、商工会の会員減少に歯止めを掛けたいので条例を制定したいという思惑があるのかもしれませんが、大型店からすれば方向は違います。それよりも、川西市が今後さらに良くなる形を明確にすれば協力していきます。

部会委員

商業者と地元の小売店と一緒にあって地域を活性化し、「まち」をもっと元気にしようということが条例の目的であると理解しています。今、制定すれば、入らなければならないのではなく、地域に出店するのであれば地元で協力していただきたいのが、この条例ではないかと思っています。

例えば、防犯活動や青少年の育成活動を通じて、出店者には人的な協力を含む地元の活動に参画していただき、一体的な観点から大型店、小売店それぞれの立場で議論を進め、「まち」を活性化してもらいたいです。

大店法時代には、縛りが生じていたこともありました。現在、大型店が主流で川西市内では、商店街が衰退しており、あつてないような状況ではないでしょうかと思います。その中で、コンビニエンスストアをはじめ大型店でも24時間営業が行われていますが、騒音問題など様々な問題が起こっており、そのような時に地域で話し合う場がない

状況もあります。そのような場合でも、条例が制定されれば、組織に入っただけ解決方法を探ることができるのではないのでしょうか。

そのことから、他の自治体でも条例が制定されている動きも活発になっていると思います。消費者と商業者が中心になって取り組むことにかかっており、まずは中身は、川西の方式で文言を入れていけば良いのではないのでしょうか。

#### 部会委員

高槻市の条例に関して、第7条(1)から(5)まで挙げられています。当社は高槻市では経済団体に入会していますが、市から情報の提供を受けたことはありません。融資のあっせんに関するものは、市が融資することになるわけですか。ちょっと疑問に思います。あと、助成金の交付は、商店街や小売市場には良い施策ですが、大型店に対しては許されるものではないと思います。

ただし、人材の育成に関する項目は、シルバーの方を中心に市からご協力をさせていただいております。

しかし、(1)から(3)までを見ると、条例が制定されたとしても、大型店には本当に何の意味があるのか、仮に当社の資金繰りが厳しくなった場合にここまで支援をしていただけるのかどうか、疑問に感じています。高槻市に同様の質問をしたのですが、最終的にお答えをいただけませんでした。

本当に川西市を良くしようとする意気込みがあるなら、市も大型店に対して動きやすく、協力しやすい条例の策定に努めていただかなくてはと思っています。そうすれば、大型店も加入しやすい状況にあるのではないのでしょうか。

#### 部会委員

高槻市の条例では、第3条が結果的に第7条に関連していると思います。融資のあっせんについては、あくまで地域産業における支援の一環と言う観点からの文言であると理解しております。

#### 事務局

市の施策の中で、「融資のあっせん」、「助成金の交付」などは中小企業基本法を受けて、中小企業が担ってきた役割をさらに振興させるためのものです。支援を充実させることが、地域の基盤強化にもつながると言う点から条例に記載されていると認識しております。

#### 部会委員

個人的には最初から結論を申し上げましたが、川西市において条例を制定するかどうかに関わらず、高槻市の条例よりも地域社会の貢献と言う観点からは、藤沢市の条例が優れていると思います。

商業の活性化だけの施策では市も取り組んでいるので、私たちが考える問題ではないと感じます。しかし、地域社会の貢献も含めた施策になってくると、市民も参画して一緒に考えていかなければなりません。だから、具体的に市が条例を制定するのであれば参考になるのは、藤沢市であると思います。

したがって、大型店に入ってもらえるような環境づくりが必要で、そのためには地域社会の貢献は否定できないと思います。大型店さんでも既に行われていますが、直接、地域社会と関わり合うところも現実にあります。防犯、清掃活動などによって、「まち」の安全や、美化活動について従業員の方にも参加を呼びかけて実際に活動されている地域もあります。

だからこそ、地域の人だけでなく、商工者、利用者も含めて活動していけば、全体に市、地域社会に貢献できるのではないか。ただ単に、人を集めて、事業者の入会する目的だけを主に置いたものではなく策定いただければと考えております。

部会委員

そのとおりだと思います。例えば、銀行に地元の活動の参加を求めても、人手不足ということで対応できないと言われます。また、駅前の放置自転車が通行の妨げになっていますが、その対処に人的に全面協力する取り組みがこの条例の考え方であると個人的には思います。

部会委員

少し内容、ニュアンスが違うように思います。

部会委員

確かに地域貢献は、企業のあるべき姿と認識しています。たった、1年でこれだけ変わっているので、あと2年すればもっと良いものができると思います。これより良い条例があれば教えていただきたいです。

部会委員

高槻市に限らず、先進地に行って聞けば良いと思います。ただ、条例を制定すること自体が良いか悪いかを検討していただくべきであって、中身については、川西の方式で策定するべきであると先程から言っています。

部会委員

何度も言いますが、商業の振興も大事ですけれども必ず、地域社会の貢献の目的がなかったら条例を制定する意味はありません。

部会委員

もちろんです。

部会委員

それを前提に考えてもらいたいです。条例について、商業振興方策だけと言う意味であれば、私の立場からは疑問に思います。

部会委員

やはり、地域貢献を絶対に明記する必要があると思います。

部会委員

委員から指摘がありましたように、駅前の歩道や植え込み、店舗前の放置自転車は通行の妨げとなっています。さらに、横断歩道の手前に自転車が駐輪していることは大変危険であると認識しておりますが、店舗側にも歩道を確保した上で営業をするよう求めたいと思います。

部会委員

地域貢献が大事なのは理解しておりますが、仮に条例が制定された場合でも、そもそも店舗が存在しての地域貢献であると思います。これは、農業と似たようなものであると個人的には考えています。農業は、外国から安い商品が入荷されて、地産地消の大切さを共有する意識は持っているものの、川西市においても後継者の不足などの問題が挙げられています。

そのことが、商業の視点からすれば、地元の小売店舗と重なっていると思います。いま現在、市内の小売店舗が、10年後、20年後に閉店するようになれば、さらに厳しい状況になってくると思います。農業については、市民農園や直売所などが少なからず効果を示しているとは思いますが。

ただ、根本から商業を活性化しなければ、条例が制定されたとして、商業が活性化するかというと、必ずしもそうではないことを理解しなければなりません。

部会長

地域貢献に重きを置いていかなければ、理解を得ることはできない状況にあると考えております。しかし当然であります、地域商業が振興して活性化されなければならないのも重要であって、それらを大きく打ち出すようにしていかなければなりません。

その他に、「藤沢モデル」を見据えた具体的検討、そして川西市の

考え方についても次回以降ご説明いただきたいと思います。

まだ、意見の違いはありますが、地域貢献を行うために川西市の商業がどのような存在を示していくためには、何か手を打つ必要性があるのではないのでしょうか。先程、委員からも意見がありましたように、10年、20年を見据えた時に、今何か手を打たなければならないと個人的に感じております。

#### 部会委員

川西市北部地域などは商店街が今後、後継者不足などの問題によって衰退していくであろうと思います。よって、商業の活性化を考えた時にどの地域を中心に位置づけるのか、どのような業種、商業を具体的に図っていくのか重要であると思います。以前までのような商店街を形成していた時代を復活させることは、かなり難しいと思います。

また、川西能勢口駅周辺でもかつては市場も点在していましたが、再開発によって都市のあり方が変わってしまいました。さらに市境には、イオングループなどの大型店が立地している状況は時代の流れであると思います。

政府がこれまで推し進めてきた施策は、地方の疲弊した駅前商店街、中心街を形成して活性化を図ることを目的にしているのであって、川西市の場合は、私は中心市街地をイメージしておりますので、あまりその必要性がないように思います。

あえて言うなら、川西能勢口駅前のジャスコ跡地の再開発、市街地の開発を考えていかなければならない時期にきているのではないのでしょうか。そうすると、本当に商業の活性化を図るには、まず、どこの地域を活性化するかを決めなければならないと思います。

#### 部会委員

川西市の全体で考えるべきだと思います。中心街や北部地域だけに限定するのではなく、全体の枠組みに基づいて地域活性化、地域貢献と言う意味の条例ではないだろうかと思います。

#### 部会委員

全体とは、中心街、北部、南部を含めてということでしょうか。

#### 部会委員

もちろん、平等に地域間で協力して活性化しなければならないと思います。条例については、川西市全体が恩恵を受けるための、川西市全体を考えた条例でなくてはならないと思っています。川西能勢口駅前のジャスコ跡地が今後どのように動くかについては、市民の方でも興味を示しておりますが、あまり情報が流れていないのも事実であって、条例が制定されればそのような情報もある程度、把握できる

のではないのでしょうか。

事務局

基本的には相互の役割分担、協働の「まちづくり」の中にある商業部門、支援策としての手段、ルールづくりを図ることが重要であると考えております。

条例＝「縛り」といいますか、お互いの首を絞めるようなものであれば、商業の活性化にはつながりません。ひとつのルールづくりといえますか、もう少し緩やかなものでなければ行政や事業者、ましては消費者の首を絞めるようなものであれば、川西市の発展もありません。あくまでも「まちづくり」の一環として、ご理解いただきたいと思っております。

また、能勢口周辺につきましては、部会長も入っておられる中心市街地の「まち協」という組織がございますし、北部についてもそれぞれ、行政としては総合計画に基づいて、商業やそれ以外の活動事業展開をしております。「まちづくり」に取り組むことは、行政の責務であると思えます。

部会長

時間になりました。本日の議論はこれで終了しまして、また次回につなげていきたいと思えます。それでは本日の第3回商業振興方策検討部会はこれで終了致します。ありがとうございました。

## 2. その他

事務局

次回スケジュールについて第1候補として12月10日、第2候補として11月20日の両日で高槻市の担当者等と調整を行い、後日連絡させていただきます。

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。